



神鍋線「上限200円バス」社会実験!

「第二期」をスタートしました

曜日、祝日に乗り入れ

地域・運行事業者・市の協働で取り組む「神鍋線」上限200円バス「社会実験」の、第二期の取組みをお知らせします。
《問合せ》都市整備課交通政策係 ☎23-1712

社会実験の継続

第一期(平成23年10月1日～平成24年9月30日)の社会実験では、年間利用者数、運賃収入ともに目標を達成できませんでした。しかし、実験を通じて一定の成果が認められるとともに、路線バスの維持・活性化の方策としてさらに検証が必要であると判断し、社会実験を1年間継続します。



第二期社会実験の概要

目標 年間121,000人 (前回実験と同様)
評価対象期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日
※上限200円バスの運行期間は平成26年9月30日まで

運行ルート・ダイヤがさらに使いやすく!

第一期の利用実績や利用アンケートをもとに、利用者にとってさらに使いやすくなりました。

【主なポイント】

- ① 通学・通勤エクスプレス (EX) 便の土曜日増発
午前7時台の豊岡方面電車に接続するEX便を土曜日に増発
- ② 通院・買い物に便利な「ぼちぼち便」の新設
沿線地区をより細かく回り、通院や買い物に出掛ける高齢の方に便利な「ぼちぼち便」(1日1往復)を設定
- ③ 県立但馬ドームへの乗入れ
各種スポーツイベントなどで多くの方が利用する「県立但馬ドーム」に、土・日



県立但馬ドームでグラウンドゴルフ



「ぼちぼち便」使用車両

④「フリー降車」の設定

一部の区間に、バス停以外でも自由に降りることのできる「フリー降車」区間を設定

その他、他の路線やJRとの接続を調整し、さらに乗り継ぎしやすいダイヤになりました。

地元利用促進組織総会を開催 三者で協定を再締結しました

3月29日、「神鍋線乗って守ろう市民運動推進協議会」の総会を開催しました。



総会の様子

地域・運行事業者・市の三者それぞれの役割と責任を再確認するとともに、お互いに協力しながら全力で取り組むことを確認しました。

県立但馬ドームへは
神鍋線を利用しよう!

今年4月、豊岡随一の大規模集客施設である県立但馬ドームにバス停が設置されました。

土・日曜日、祝日限定で乗り入れを実施、神鍋線はさらに使いやすくなりました。

さまざまなイベントへの参加には、快適でお得な神鍋線が大変便利です。

※最寄のバス停 名色(平日)、但馬ドーム(土・日、祝)

【イベント情報】

■TAJIMADOMEフェスティバル 2013～春物語～

▽日時 5月26日(日)午前10時～午後4時

▽内容 巨大フリーマーケット、パフォーマンス大会、ニュースポーツ体験コーナーなど



TAJIMADOMEフェスティバル

固定資産税のお知らせ

《手続き・問合せ》 税務課資産
係係 ☎21-9046 または
各支所市民福祉係

認定長期優良住宅に係る 固定資産税の減額制度

減額要件

次の要件を全て満たすこと

- ・「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき認定を受けて新築した住宅

- ・平成21年6月4日(同法の施行日)から平成26年3月31日までに新築した住宅
- ・居住部分の床面積が50平方メートル(1戸建て以外の賃貸住宅は40平方メートル)以上280平方メートル以下の住宅

- ・併用住宅の場合、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上の住宅

減額範囲

居住部分の床面積120平方メートル相当分までの固定資産税の2分の1

減額期間

一般住宅(左記以外)：課税開始年度分から5年度分
・3階建て以上の中高層耐火住宅など：課税開始年度分から7年度分

減額手続き

新築した年の

翌年1月31日までに、次の書類を税務課に提出

- ・認定長期優良住宅に係る固定資産税減額適用申告書
- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則に規定する通知書(認定通知書)の写し

《認定に関する問合せ》

兵庫県
県国土整備部住宅建築局住宅政策課
☎078-362-3581

住宅改修に伴う減額制度

一定の要件を満たす住宅の改修工事(補助金などを除く)の合計が50万円以上を行った場合、固定資産税を減額します。



住宅耐震改修に伴う措置

昭和三十九年(昭和57年)1月1日以前から市内に所在する住宅

減額要件

昭和三十九年(昭和57年)1月1日以前から市内に所在する住宅

減額範囲

1戸当たり120平方メートル相当分まで

の固定資産税の2分の1

減額期間

改修工事完了年

(※注)の翌年度分(ただし、当該住宅が、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する「通行障害既存耐震不適格建築物」の場合は2年度分)

住宅のバリアフリー改修に伴う措置

(※注)完了時期：平成25年1月1日～平成27年12月31日

減額要件

平成19年1月1日以前から市内に所在する住宅(賃貸を除く)

減額範囲

1戸当たり100平方メートル相当分までの固定資産税の3分の1

減額期間

改修工事完了年の翌年度分

省エネ改修に伴う措置

平成20年1月1日以前から市内に所在する住宅(賃貸を除く)

減額要件

平成20年1月1日以前から市内に所在する住宅

減額範囲

1戸当たり120平方メートル相当分までの固定資産税の3分の1

減額期間

改修工事完了年の翌年度分

もったいない川柳応募作品紹介

(氏名またはペンネーム・敬称略)

◆一般の部

空き缶もペットボトルも甦る (左とつぜん)

水撒いてエアコンを消す天の (黄くま)

川 節電の癖をつけよう早寝する (上野 翠)

もったいないわが子が言ってる (上野天井)

るあら嬉し (あーさま)

一年生自慢は兄のランドセル (梅山すみ江)

もったいないお化けが出るぞ (ガビーン)

食べ残し (大石敏和)

二度三度使い古してもう一度 (大植 勝)

つい踏んだ草は珍味と教えられ (大内喜美子)

節電で一家団欒増えました (うずまき君)

もったいないカバンに詰める (うずまき君)

その言葉 (うずまき君)

パソコンやコンピュータは (うずまき君)

分からねど勿体ないはつい出る (太田はるゑ)

捨てるならリサイクルで復活 (大槻 実)

を (大槻 実)

ゴミという判断あとでまだ使 (大槻 実)

誰決めた修理はいつも高くつ (大槻 実)

く (左とつぜん)

ゴミ拾う人見て手のゴミ持ち (一起)

帰り (一起)

燃やしたいガソリンではなく (岡田尚美)

この脂肪 (岡田尚美)

我が家では買わない捨てない (十六夜)

無駄も減る (十六夜)

◆高校生以下の部

食わずに捨てる残り物 (A)

パソコンのつけっぱなしは電気 (A)

無駄「尼崎太郎(souki)」 (A)

ちよつとくらい我慢すれば (A)

使えるよ (上田早織)

ありがとう感謝をいつも心に (上田早織)

水道の出しっぱなしNoth (匿名)

ing (榎木野乃)

買う前によく考えて棚の中 (匿名)

賞味期限祖父母は全く気にし (匿名)

ない (匿名)

もったいないそう言ったら (匿名)

ごみの山 (岡菜々恵)

愛着が値段に優る価値を生む (岡田哲明)

3R君から始まるボランティア (岡田哲明)

ア (じよに子)

小遣いが減って悲しむお父さ (じよに子)

ん (白うさぎ)